

地方防衛局の所掌事務に対する行政の考査の実施要領について（防官政第 8406 号。19. 8. 30 の別添の第 12 第 1 項の規定に基づき、中国四国防衛局の行政の考査に関する規則を次のように定める。

平成 19 年 11 月 6 日

中国四国防衛局長 月橋 晴信

## 中国四国防衛局の行政の考査に関する規則

### （通則）

第 1 条 中国四国防衛局（以下「局」という。）の所掌事務の自体考査（以下「考査」という。）及び考査結果の取扱いについては、この規則の定めるところにより実施しなければならない。

### （考査の目的）

第 2 条 考査は、業務の実施状況について、主として合規性、適正性、能率性等の観点から調査し、及び評価して、業務運営の改善事項を提示することを目的とする。

### （考査を行う者）

第 3 条 考査は、局の職員で中国四国防衛局長（以下「局長」という。）から特定の事項につき考査を行うことを命じられた者（以下「考査員」という。）が実施し、中国四国防衛局総務部長（以下「総務部長」という。）がこれを統括する。

### （考査員の権限）

第 4 条 考査員は、考査を行うため必要な限度において、書類若しくは物件

の提示を求め、又は関係者に質問し、若しくは説明を求めることができる。

( 査員の遵守事項)

第 5 条 査員は、査の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 常に公正かつ温和な態度であること。
- (2) 正確な資料及び事実に基づいて厳正に行うこと。
- (3) 業務の運営に支障を与えないよう配慮すること。
- (4) 過誤や不正行為の糾明、事務運営上の支障となるものの発見等に当たっては、その原因について十分検討すること。
- (5) 欠陥を指摘するほか、長所の賞揚に留意すること。
- (6) 改善意見の提示に当たっては、いたずらに理論に走ることなく、実情に即して行うこと。
- (7) 査上知り得た事項をみだりに他人に漏らし、又は自ら窃用してはならない。

( 査)

第 6 条 定期査は、局の所掌事務について、必要に応じ実施する。

2 総務部長は、査を実施するに当たり、査実施前までに、査計画を作成し、局長の承認を受けなければならない。

3 査計画には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 査の方針及び重点事項
- (2) 被査機関名
- (3) 査実施時期
- (4) その他査実施上必要な事項

4 総務部長は、査計画の作成に当たっては、必要に応じ関係部長（事務所長を含む。以下同じ。）の意見を求めるものとする。

5 総務部長は、査計画について、第 2 項の規定により、局長の承認を受けたときは、これを被査機関の長に通知する。

( 査結果の報告)

第7条 総務部長は、考査が終了したときは、考査員の報告に基づいて、考査報告書を作成し、速やかに局長に提出しなければならない。

2 総務部長は、必要と認めた場合は、考査報告書の写しを関係部長へ送付する。

(勧告又は意見の提示)

第8条 総務部長は、考査の結果必要と認める事項については、局長の命を受けて、関係部長に対し、勧告又は意見の提示を行う。

(勧告又は意見の実施)

第9条 前条の規定により、勧告又は意見を受けた者は、それに基づき必要な措置を採り、その結果を遅滞なく局長に報告しなければならない。

(推賞措置)

第10条 総務部長は、考査の結果特に優良と認める機関又は職員があるときは、これを表彰するため、関係部長に対して意見を提示する等必要な措置を採る。

附 則

この規則は、平成19年11月6日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日中国四国防衛局達第2号)

この規則は、令和5年3月31日から施行する。